

生駒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

平成25年4月16日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 中 谷 尚 敬

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成25年2月20日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為

生駒市長が、平成24年度において、自治会長研修費補助金（以下「本件補助金」という。）を交付した行為。

2 対象行為が違法又は不当であることの理由

本件補助金については、平成22年11月に生駒市行政改革推進委員会（以下「行革委員会」という。）から出された「補助金等の見直しに関する提言書」（以下「提言書」という。）において、「研修成果が地域のまちづくりへ十分還元されていない」、「社会情勢の変化とともに、従前の内容で毎年研修することが必要とは言えなくなっている」などとして「廃止」と評価された。

一方、研修の実態については、各研修の実績報告書や「生駒市自治連合会だより」（以下「自治連合会だより」という。）の記事をみても、当該研修が自治会活動の推進に寄与したことを伺わせる記述はなく、研修の成果が表れているとはいえない。また、研修の経費として不足する額については、他市では個人負担にしているが、生駒市では各々の地区自治連合会（以下「地区連合会」という。）が負担しており、これが多額であるため、各地区連合会が独自の事業を実施することができない状況となっている。また、入手できた地区連合会の繰越金が単年度の補助金を超えているうえ、研修の費用対効果が認められず、各自治会への会計報告もないため適正な監査機能を有しているとはいえず、これらのことから、補助金交

付基準（以下「交付基準」という。）に適合しているとはいえない。

しかしながら、生駒市長は、本件補助金の交付制度を廃止せずに継続し、平成24年度において、各地区連合会に対し本件補助金を交付したことは違法又は不当な行為である。

3 求める措置内容

生駒市長に対し、平成25年度において本件補助金交付制度を継続しないこと及びその他必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成25年3月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象事項

請求人は、生駒市長が、行革委員会の提言書では本件補助金交付制度について「廃止」と評価されたにもかかわらず、制度を廃止せず平成24年度に本件補助金を交付した行為が違法又は不当であるとの理由により、平成25年度に本件補助金交付制度を継続しないこと及び必要な措置を求めている。

自治法第242条第1項の規定では、普通地方公共団体の住民は、違法又は不当な行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に、当該行為を防止することを請求することができる。本件補助金については、本件補助金に係る平成25年度予算が平成25年3月25日に市議会で可決されたこと及び最近の交付実績からみて平成25年度も例年と同程度の交付申請が見込まれることから、当該行為は相当の確実さをもって予測されると認められる。よって、生駒市長が、提言書では本件補助金交付制度について「廃止」と評価されたにもかかわらず、制度を廃止せず平成24年度に本件補助金を交付した行為及び平成25年度についても制度を継続し、本件補助金の交付を予定している行為が違法又は不当であるかどうかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市市長公室市民活動推進課を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。また、市長公室長、市民活動推進課長及び市民活動推進課課長補佐の出席を求め、平成25年3月19日に事情聴取を行った。

第4 監査の結果

主文

本件監査請求を棄却する。

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに提出された資料及び関係職員の事情聴取に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 本件補助金制度の概要

本件補助金は、「生駒市自治会長研修費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）において、地区連合会が住民自治の健全育成、地域振興事業等の自治会活動の推進のために当該地区の自治会長に対して行う研修（以下「自治会長研修」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものと定められている。また、補助金の額は、研修に要する経費のうち、旅費、自動車等の借上料及び通行料その他市長が必要と認める経費の合計額とし、その額が自治会長1人につき20,000円を超えるときは、20,000円とすることが交付要綱で定められている。

本件補助金の交付を受けようとする地区連合会長は交付申請書に必要な書類（研修計画書、必要経費明細書、その他市長が必要と認める書類）を添えて市長に提出することとなっており、市長は申請があった場合、それが適当であると認めるときは交付の決定をすることとされている。また、補助事業である自治会長研修が完了したときは、地区連合会長は速やかに実績報告書を必要書類（研修報告書、事業収支明細書、請求書及び領収書の写し、その他市長が必要と認める書類）を添えて市長に提出することとなっており、市長は実績報告を受けた場合、当該報告に係る書類等を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定の内容を書面により通知するものとされている。通知を受けた地区連合会長は、速やかに交付請求書を市長に提出し、この交付請求に基づいて市長は本件補助金の支出を行っている。

(2) 自治連合会について

生駒市自治連合会（以下「市連合会」という。）は、住民活動の向上発展に努め、自治会長相互の連絡を密にし、関係行政機関との協働を推進することにより、市民自治意識の高揚を図るとともに、地域住民の福祉の向上及び豊かな地域社会づくりに寄与することを目的として設置されている。また、市連合会は、自治会長で組織され、市内を5つ（北、西、中、東、南）の地区連合会に分けて活動しており、自治会長研修は、各々の地区連合会ごとに実施されている。

(3) 平成24年度の自治会長研修実施状況及び本件補助金交付実績

平成24年度の本件補助金の合計交付額は1,159,157円であり、各地区連合会における自治会長研修の実施状況及び本件補助金の交付実績は以下のとおりとなっている。

ア 北地区

本件補助金交付申請書提出：平成24年10月25日（交付申請額：228,726円）

補助金交付決定：平成24年10月26日（交付決定額：228,726円）

研修実施日：平成24年11月17日

研修先：人と防災未来センター、北淡震災記念公園

研修の目的：①地域の住民自治組織の代表者、市行政とのパイプ役として、地域振興等

の自治会活動の推進を図る。

②人と防災未来センター及び北淡震災記念公園において、阪神淡路大震災の教訓を学ぶとともに、防災に関する広範な知識を習得する。また、災害に強いまちづくり、地域づくりのために自主防災活動について学習する。

③地域住民が快適で心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、自治会としてどのように活動していけば良いのかといったことを研修し、今後の市民参加によるまちづくりの参考とする。

研修参加者：33人（自治会長29人（うち代理3人）、自治会役員（自主防災会担当）2人、市職員2人）

実績報告書提出：平成24年12月20日（実績報告額：205,049円）

補助金交付確定通知：平成24年12月25日（交付確定額：205,049円）

補助金交付：平成25年1月25日

イ 西地区

本件補助金交付申請書提出：平成24年10月2日（交付申請額：171,314円）

補助金交付決定：平成24年10月10日（交付決定額：171,314円）

研修実施日：平成24年10月27日

研修先：稲むらの火の館、和歌山市消防局防災学習センター

研修の目的：①地域の住民自治組織の代表者、市行政とのパイプ役として、地域振興等の自治会活動の推進を図る。

②稲むらの火の館において、濱口梧陵の防災精神や「稲むらの火」の人命尊重の精神を踏まえ、東南海地震等に備え、大災害から大切な命や暮らしを守るために、災害に備える知識を習得する。和歌山市消防局防災学習センターにおいて、防災に関する広範な知識を習得し、防災意識の高揚を図る。

③地域住民が快適で心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、自治会としてどのように活動していけば良いのかといったことを研修し、今後の市民参加によるまちづくりの参考とする。

研修参加者：22人（自治会長20人、市職員2人）

実績報告書提出：平成24年11月27日（実績報告額：163,900円）

補助金交付確定通知：平成24年12月7日（交付確定額：163,900円）

補助金交付：平成25年1月15日

ウ 中地区

本件補助金交付申請書提出：平成24年9月6日（交付申請額：288,450円）

補助金交付決定：平成24年9月10日（交付決定額：288,450円）

研修実施日：平成24年9月17日～18日

研修先：稲むらの火の館、十津川村（十津川村役場、水害被災地等）

研修の目的：①地域の住民自治組織の代表者、市行政とのパイプ役として、地域振興等の自治会活動の推進を図る。

②紀伊半島大水害の被災地を視察し、土砂災害に対する知識の習得と、今後の自治会レベルでの自助・共助の土砂防災対策に活かす。

③稲むらの火の館において、濱口梧陵の防災精神や「稲むらの火」の人命尊重の精神を踏まえ、東南海地震等に備え、大災害から大切な命や暮らしを守るために、災害に備える知識を習得する。

④地域住民が快適で心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、自治会としてどのように活動していけば良いのかといったことを研修し、今後の市民参加によるまちづくりの参考とする。

研修参加者：18人（自治会長17人（うち代理4人）、市職員1人）

実績報告書提出：平成24年10月4日（実績報告額：287,096円）

補助金交付確定通知：平成24年10月23日（交付確定額：287,096円）

補助金交付：平成24年11月26日

エ 東地区

本件補助金交付申請書提出：平成24年10月29日（交付申請額：221,895円）

補助金交付決定：平成24年11月7日（交付決定額：221,895円）

研修実施日：平成24年11月2日～3日

研修先：知多市役所、メガソーラーたけとよ、へきなんたんトピア

研修の目的：①地域の住民自治組織の代表者、市行政とのパイプ役として、地域振興等の自治会活動の推進を図る。

②知多市役所において「小学校区」単位の「コミュニティ」施策について研修するとともに、先進地域の方々との意見交換を行い、東地区での「市民自治協議会」設立に向けた活動の参考とする。

③メガソーラーたけとよ及びへきなんたんトピアにおいて、太陽光発電及び火力発電の仕組みや取り組みを学習し、エネルギー問題について考える。

④地域住民が快適で心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、自治会としてどのように活動していけば良いのかといったことを研修し、今後の市民参加によるまちづくりの参考とする。

研修参加者：15人（自治会長14人（うち代理3人）、市職員1人）

実績報告書提出：平成24年11月20日（実績報告額：218,302円）

補助金交付確定通知：平成24年11月21日（交付確定額：218,302円）

補助金交付：平成24年12月17日

オ 南地区

本件補助金交付申請書提出：平成24年9月28日（交付申請額：367,227円）

補助金交付決定：平成24年10月23日（交付決定額：367,227円）

研修実施日：平成24年10月19日～20日

研修先：多治見市役所、花フェスタ記念公園（次世代エネルギーパーク）、豊田市防災学習センター

研修の目的：①地域の住民自治組織の代表者、市行政とのパイプ役として、地域振興等の自治会活動の推進を図る。

②市民レベルの自主防災活動の先進地である多治見市を訪れ、地域の代表者とも意見交換を行い、自主防災組織の必要性等、防災意識の高揚を図る。

③次世代エネルギーパークにおいて、新エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーを実際に「見て・触れる」ことで、次世代エネルギーの理解を深める。豊田市防災学習センターにおいて、防災に関する広範な知識を習得し、防災意識の高揚を図る。

④地域住民が快適で心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、自治会としてどのように活動していけば良いのかといったことを研修し、今後の市民参加によるまちづくりの参考とする。

研修参加者：20人（自治会長19人（うち代理5人）、市職員1人）

実績報告書提出：平成24年11月6日（実績報告額：284,810円）

補助金交付確定通知：平成24年11月9日（交付確定額：284,810円）

補助金交付：平成24年12月5日

研修の実施報告書については、各地区連合会からの実績報告書に添付されて市に提出されている。また、年間2回発行の自治連合会だよりの第38号（平成25年3月1日発行）に各地区の自治会長研修の研修報告についての記事が掲載され、市の広報紙とともに市民に配布されている。

（4）行革委員会による提言

生駒市では、社会経済情勢に適合した効率的で質の高い行政運営の仕組みを確立するため、新たな行政運営の指針と、それに基づく具体的な取り組み内容を検討する目的で、平成18年9月に行革委員会を設置した。この中で、専門的な事項を審議する専門部会の一つとして、補助金等適正化検討部会（以下「検討部会」という。）が設置された。検討部会は、平成19年2月の補助金等の見直しに関する提言において、本件補助金については、「補助の効果が不明瞭で市民の理解が得にくい、又は、本来、本補助金については、公益性に乏しい。」として「見直し」と判断している。また、平成20年2月には「適正で透明性の高い補助金制度の構築に向けた提言」において、補助金交付のルールとなる「補助金制度に関する指針（案）」を提言し、この中で交付基準を定めている。

平成22年11月には、行革委員会は提言書において、本件補助金については、「補助限度額の削減など一定の見直しに努められているが、研修成果が地域のまちづくりへ十分に還元され、あるいは、地域住民へ成果が十分に周知されている状況にないという意見もある」、「社会情勢の変化とともに、従前の内容で毎年研修することが必要とは言えなくなってきたため、本補助金を廃止し、自治会の活性化に向けた知識や情報の習得に関する体制、手法等について再構築すべきである」などとして「廃止」と評価されている。

その後、平成24年2月3日開催の行革委員会の会議において、提言書に対する市の対応状況の確認がなされており、本件補助金については、自治会が地域社会を支える基本的な自治組織であり、市との協働の担い手であることから研修に要する費用の一部を補助するものであり、今後も先進地での研修を元に、双方が課題に対する理解を深め、市と自治会との協働によるまちづくりを進めるとの見解が市担当課から示されている。

2 判断理由

自治法第232条の2の規定では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合に

においては、補助をすることができる」とされている。公益上の必要性が認められるかどうかの判断においては、様々な行政目的を斟酌した政策的な考慮が必要とされるから、当該区域住民の民意に存立の基礎を置き、当該行為を行う権限を有する普通地方公共団体の長が行った判断を基本的には尊重するのが相当であり、その判断が著しく不合理的で、当該行為を行った普通地方公共団体の長がその裁量権を逸脱し、又は濫用したなどと認められない限り当該行為が違法又は不当になることはないとするのが相当である。

自治会長研修は、各地区連合会が住民自治の健全育成、地域振興等のために実施しているものであり、住民にとって最も身近であり地域社会を支える基本的な自治組織である自治会と市が協働でまちづくりをしていく必要性に鑑み、市はその研修費の一部を本件補助金として交付してきた。平成24年度の自治会長研修については、防災に関する施設や災害による被害の大きかった自治体等を研修先として選定している地区連合会が多い。災害への備えは市と自治会の協働により取り組むべき課題であるといえる。また、その他の研修先を選定した地区連合会についても、環境施策等市の主要施策に関する先進自治体や施設又は市と地域住民との協働によるまちづくりの先進自治体を研修先として選定し、研修を実施している。自治会長が、市と協働のまちづくりを行っていくうえでの様々な課題について、先進地における自治会運営や取り組み等を見聞したり、研修施設等を訪問して情報を収集すること等により、知見を広め研鑽を積むことは、自治会を運営し、市と協働のまちづくりを進めていくうえで必要不可欠であるといえる。このことから、自治会長研修が市と自治会との協働によるまちづくりを進めるために、双方が課題に対する理解を深めるのに有効であり、市が自治会長研修事業に対して本件補助金を交付することは合理性を欠くとは認められない。

一方、請求人は、研修を実施した後に市に提出される研修報告書や市自治連合会が発行する広報紙である自治連合会だよりに掲載している自治会長研修の報告記事には、交付要綱の定めにあるような「自治会活動の推進」などといった文言は見当たらず、自治会員に対する周知も行われていないと主張する。しかし、研修に参加した自治会長が、研修で得た知識や経験を自治会活動にどう生かしていくか、また、どのように自治会員に周知を行うかは各自治会長に委ねられていることであり、研修報告書や自治連合会だよりに掲載の研修報告記事に、交付要綱に定める本件補助金の趣旨を表した文言が記載されていないことをもって交付要綱及び当該研修が妥当性を欠くということとはできない。また、研修費の出費が多いため地区連合会で他の事業ができないと主張するが、地区連合会が実施する事業は各地区連合会が自主的に決定することであり、本件補助金が地区連合会の独自事業の創出を阻害していると認めることはできない。また、請求人は、地区連合会の繰越金が単年度の補助金を超えていることや、各自治会への会計報告もなく適正な監査機能を有しているとはいえないことなどから、交付基準に適合していないと主張するが、これらの事項は本件補助金制度のような事業費補助ではなく、団体補助の場合に適用する基準事項であり、当該基準事項に適合していないことをもって、本件補助金制度が妥当性を欠くということとはできない。

このように、本件補助金交付制度の趣旨、自治会長研修の実態等をもみても、本件補助金交付制度に不合理な点はなく、市長が裁量権を逸脱し、又は濫用しているとは認められない。また、その他、本件補助金制度を不当と判断する事情も見当たらない。

行革委員会の提言書では、本件補助金制度を「廃止」と評価しているが、市長は、本件補助金については廃止せずに継続して実施するとの判断をしている。提言書に示された内容を

市の施策や事業に反映するかどうかの判断については、専ら市長の裁量に委ねられており、市長の判断が、裁量の範囲を逸脱又は濫用しているものであれば、その判断は違法又は不当であるということになるが、上記で述べたとおり、本件補助金の趣旨及び研修の実態等を見ても市長の裁量の範囲を逸脱又は濫用しているとは認められない。

以上のことから、本件住民監査請求について、主文のとおり決定する。

以上